



上天草市被災者支援に関する制度一覧表

※各種制度の詳細については、問い合わせ先へご確認ください。

判定区分（罹災証明）			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊	問合せ先
もらえるお金	災害見舞金		6万円	4万円 ※住家が借家の場合は、支給額が1/2の額となります。			3万円	3万円 ※崖崩れによるものに限る。	福祉課 0969-28-3381
	被災者生活再建支援金	基礎支援金	100万円	50万円				※単身世帯の場合は、それぞれ4分の3相当額になります。	
		加算支援金	建設・購入 補修 賃借	200万円 100万円 50万円	建設・購入100万円 補修 50万円 賃借 25万円				
				解体又は長期避難する場合 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円					
住まいへの支援	賃貸型応急住宅		民間賃貸住宅に無償で入居可能（最長2年間） ※ただし、半壊は解体世帯のみであり、被災前の住宅によって貸与期間が異なります。						都市整備課 0969-28-3366
	住宅の応急修理		最大75万7千円				最大36万7千円		
	併用不可	家屋等の解体	公費	相談窓口：環境衛生課 ※まずはお電話ください					環境衛生課 0964-26-5541
			自費						
減免できる制度	介護保険料の減免		全額	10分の5					高齢者ふれあい課 0969-28-3360
	介護サービス利用料の減免		全額	100分の95					
	後期高齢者医療保険料の減免		所得に応じて全額～4分の1	所得に応じて2分の1～8分の1					健康づくり推進課 0969-28-3375
			■ 住宅の評価額及び損害保険等の補填額も減免審査の対象 / ■ 申請期限：令和9年6月30日まで						
	国民年金保険料の減免		住宅（持家）、家財、その他の財産のうち、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、申請に基づき保険料の支払いが免除						
	各種証明書の交付手数料の免除		生活再建等に必要な各種証明書の交付手数料を免除（住民票、印鑑証明書、税証明等）					市民課 0969-28-3368	
無料で利用可能	災害廃棄物搬入（仮置場）受入れ		令和8年熊本地震を起因とする災害廃棄物（片付けごみ）の受け入れ ■期間：令和8年8月19日～8月28日 ※搬出の前に市役所で申請手続きが必要					環境衛生課 0964-26-5541	
	宅地敷地内のガレキ等の撤去		令和8年熊本地震により、宅地から崩れたブロック塀・瓦、宅地敷地内に入ってきた土砂・岩（石）等を建設業協会を通じて撤去 ■期間：令和8年8月31日まで					建設課 0969-28-3350	
借りられるお金	災害援護資金貸付		世帯主の負傷、家財や住居の損害に応じて最大350万円						福祉課 0969-28-3374

※本内容は、**令和8年8月14日**時点のもので、今後も随時更新を予定しています。